

議第80号

高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い改正しようとする。

高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち</u></p> <p><u>ア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第4章 雑則(第53条)</u></p> <p>附則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p>

計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁

的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該

書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち
ア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施

設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に

記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定）</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ど</p>	<p>（施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定）</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ど</p>

も・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア～オ （略）

カ 健康管理及び安全確保

(ア)～(イ) （略）

(ロ) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付が行われていること。

(ハ)・(ニ) （略）

(2)～(4) （略）

も・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア～オ （略）

カ 健康管理及び安全確保

(ア)～(イ) （略）

(ロ) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。

(ハ)・(ニ) （略）

(2)～(4) （略）

（電磁的記録等）

第3条 記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その

他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)により行うことができる。

2 この条例の規定による書面等の交付及び提出(以下この条において「交付等」という。)については、当該書面等の交付等に代えて、次項で定めるところにより、当該書面等の交付等を受けるべき相手方の承諾を得て、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

3 前項の規定により書面等の交付等を電磁的方法により行おうとするときは、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た場合であっても、当該相手方から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第2項に規定する書面等の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第2項の規定により書面等の交付等が電磁的方法により行われたときは、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

への記録がされた時に当該書面等の交付等を受け
るべき者に到達したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。